

## 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案要綱

### 第一 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）は、廃止するもの  
とすること。 （本則関係）

### 第二 施行期日その他

#### 一 施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

#### 二 独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等

1 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の時に  
おいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時に  
おいて国が承継し、一般会計に帰属するもの  
とすること。 （附則第二条第一項関係）

2 国は、基金が保管するこの法律による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律  
第一条の関係者の労苦に関する資料が、基金が解散した後においても、当該関係者の労苦について国

民の理解を深め、かつ、戦争犠牲としてのその体験を後代の国民に継承するための資料として適切に保存されるよう、必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条第二項関係)

三 その他所要の規定を整備するものとする。